

「サンルダムモニタリング部会」規約

(趣 旨)

第1条 本規約は、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について」（平成14年7月24日付け国河環32号国土交通省河川局長通知）に基づき設置する、サンルダムモニタリング部会（以下「部会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他の部会の設置並びに運営に関する必要な事項を定めるものである。

(設 置)

第2条 部会は、北海道開発局旭川開発建設部長が設置する。

(目 的)

第3条 部会は、北海道地方ダム等フォローアップ委員会設置・運営要領（以下「設置・運営要領」という。）第5条の規定に基づくモニタリング部会であり、サンルダムのモニタリング調査が実施される期間において、第8条に定める事項を審議し、北海道開発局旭川開発建設部長に対して意見を述べ、もってサンルダムの適切な管理に資することを目的とする。

(部会の委員)

第4条 部会の委員は、別表に掲げる者で構成する。

(部会長)

第5条 部会には部会長を置き、部会長は委員の互選によってこれを定める。
2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議 事)

第6条 部会は部会長が招集し、部会長が議長をつとめる。
2 部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することが出来ない。
3 部会は、その議事概要を公表する。

(部会の意見)

第7条 部会長は、委員の意見をとりまとめ、北海道開発局旭川開発建設部長に対して部会の意見を述べる。

(審議事項)

第8条 部会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 モニタリング調査に関する事項
 - 二 モニタリング調査結果の分析及び評価に関する事項
 - 三 その他部会が必要と認める事項
- 2 審議事項の内、別途学識経験者等から構成される会議等が設置され審議されている事項については、部会に代えて当該会議で審議を行うものとし、部会は審議の結果の報告を受ける。

(事務局)

第9条 部会の事務局は、北海道開発局旭川開発建設部名寄河川事務所サンルダム管理支所に置く。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年3月21日から施行する。

この規約は、平成30年3月12日から施行する。

この規約は、平成31年3月25日から施行する。

この規約は、令和3年3月1日から施行する。

別表

サンルダムモニタリング部会委員（案）

(五十音順)

| 氏名 | 所属 | 分野 |
|--------------------|------------------|-----------------|
| おかむら としくに 岡村 俊邦 | 北海道科学大学 名誉教授 | 植物 |
| ふじまき ゆうぞう 藤巻 裕藏 | 帯広畜産大学 名誉教授 | 鳥類 |
| まやま ひろし 眞山 紘 | 北海道栽培漁業振興公社 技術顧問 | 魚類・底生動物 |
| やすだ のぶとし 保田 信紀 | 大雪山自然史研究所 所長 | 陸上昆虫類 |
| やながわ ひさし 柳川 久 | 帯広畜産大学 副学長 | 両生類・哺乳類・ 爬虫類 |
| わたなべ やすはる 渡邊 康玄 | 北見工業大学 副学長 | 河川工学・水質 |